

委員会に関する細則

平成23(2011)年11月12日 理事会制定

平成25(2013)年3月2日 理事会改定

平成30(2018)年12月1日 理事会改定

- 第1条 会長は、理事会の決議を経て、公益社団法人日本医学物理学会（以下「本会」という）の事業を推進するため、特定の目的に関する委員会を設置することができる。
- 2 本会の委員会に関する事項は、定款による以外は、この細則による。
- 第2条 委員会は委員長1名、担当理事1名、及び委員から構成される。ただし、委員長と担当理事は兼任できる。
- 2 委員会には、副委員長を置くことができる。
 - 3 委員会には、その活動上の助言を得るため、顧問を置くことができる。
 - 4 委員会には、分科会を置くことができる。
- 第3条 委員長は、理事会によって選任される。
- 2 委員長が理事でない場合は、理事会によって担当理事が選任される。
 - 3 委員長、担当理事の任期は、理事会の任期までとする。再任は連続3期までとする。ただし、長期事業の継続等で特別の理由がある場合は、理事会の決議により、さらに1期の連続再任ができる。
 - 4 委員長、担当理事に欠員が生じたときは、理事会が後任を選任する。任期は前任者の残存任期とする。
- 第4条 副委員長、委員、顧問は、委員長が選任し、理事会の承認を受ける。
- 2 副委員長、委員の任期は、委員長の任期までとする。
 - 3 副委員長、委員に欠員が生じたとき、又は委員会の業務拡大に伴い増員の必要が生じたときは、委員長が選任し、理事会の承認を受ける。
- 第5条 委員長は、委員会を招集し統括する。又、委員会を代表する。
- 2 委員長は、必要に応じ、活動内容を理事会、社員総会に報告する。
 - 3 委員長は、必要に応じ、参考人に委員会への出席を要請し、助言を求めることができる。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて委員長の職務を代行する。

第 6 条 分科会の設置・解散は、当該委員会の決議により起案し、理事会がこれを承認する。

- 2 分科会は、委員会委員及び協力者によって構成する。分科会の構成員を「分科会委員」という。
- 3 分科会には、主査1名及び幹事1名以上を置く。

第 7 条 分科会の主査と幹事は、委員会が選任する。

- 2 主査は当該分科会を統括し、必要に応じてその活動を委員会に報告する。
- 3 幹事は主査を補佐し、当該分科会の会務を行う。
- 4 協力者は分科会の決議により、主査が選任する。

第 8 条 委員会の公平な運営と活動の継続性を保証するため、各委員会に内規を定めることができる。

- 2 内規の制定と改廃は、委員会の決議により行われる。

第 9 条 委員会の廃止は、理事会の決議により行われる

第 10 条 この細則の改正は、理事会の決議により行われる。